

官製談合再発防止対策に関する報告書

令和3年3月31日

府中市長 高野 律雄 殿

専 門 委 員

弁護士 原 田 泰 孝

弁護士 秋 山 一 弘

府中市職員による官製談合防止法違反事件の再発防止に向けた対策について検討した結果を次のとおり報告する。

第1 官製談合防止法違反事件の概要

本件は、令和元年当時の都市整備部長が、同年8月28日に府中市が入札を執行した「さくら公園2期工事」の入札及び同年9月11日に府中市が入札を執行した「浅間町道路工事」の入札に関し、適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その義務に反し、

- (1) 同年8月22日頃、府中市役所において、電話にて府中市議会議員Aに対し、「さくら公園2期工事」の入札に関する秘密事項である最低制限価格及び予定価格(以下「最低制限価格等」という。)を教示し、
- (2) 同月29日頃から同月30日頃までの間に、府中市役所において、電話にて府中市議会議員Bに対し、「浅間町道路工事」の入札に関する最低制限価格等を教示し、もってそれぞれの入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったという官製談合防止法違反事件である。

当該都市整備部長は、令和2年6月2日に逮捕、同月23日に起訴され、東京地方裁判所立川支部における刑事裁判で、同年12月2日、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡された。

なお、刑事裁判において、当該都市整備部長は、事件の動機について、入札が不調になった場合の部下職員等の業務負担の増加を避けるためであった旨を述べていた。

第2 調査に至る経緯及び目的

上記第1記載の事件(以下「本事件」という。)の発生を踏まえ、府中市は、令和2年6月24日、府中市官製談合再発防止対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置した。

検討委員会は、官製談合再発防止対策に係る行政課題として、「職員倫理の向上と利害関係者との関わり方の見直し」を抽出した。

そして、取組方針として、「職員倫理の向上」（個人・組織それぞれにおける全庁的な職員倫理の向上及び法令遵守の徹底、事件の風化を防ぐための継続した取組の実施、情報漏洩を防ぐための情報管理の徹底）及び「利害関係者（議員・業者）との関わり方の見直し」（利害関係者との関わり方の全庁的なルール化、利害関係者との関わりにおける透明性の確保、職員の相談体制の構築）を決定した。

府中市は、上記行政課題及び取組方針を踏まえた再発防止対策の検討・評価等を行うにあたり、透明性と客観性を確保するため、第三者機関として官製談合再発防止対策に関する専門委員を設置することとし、当職らに対し、令和3年1月1日付で専門委員の委嘱をした。

当職らは、本事件が、職員から業者への直接的な漏えいではなく、議員を介しての漏えいであることを踏まえ、職員と議員・業者との間の日常的な関わりを広く捉えた上で、再発防止対策の検討を実施し、上記取組方針に沿って再発防止対策を提示することとした。

なお、刑事裁判では本事件の動機、背景が必ずしも明らかになったとは言えないこともあり、当職らは、再発防止対策の検討にあたり、別途、下記第3記載の調査を実施することとした。

第3 調査の概要

当職らが実施した調査については、以下のとおりである。

1 文書調査

(1) 調査期間 令和3年1月27日（水）～2月4日（木）

(2) 調査対象者 合計128名

ア 全管理職（他団体からの出向者を除く）126名（ただし、部長級職13名、次長級職8名、課長級職57名、課長補佐級職48名）

イ 都市整備部部長職のOB2名

(3) 調査方法

当職らにて調査票（資料1）を作成し、事務局（政策総務部職員課）を通じて調査対象者に対して発出し、調査対象者が記入した調査票は、事務局を通じて当職らが受領した。

調査票においては、検討委員会の考え方と同様に、議員と業者を併せて「利害関係者」と定義付けた。これは、本事件においては、職員に対する働きかけを直接行った当事者が議員であったことから、業者だけでなく、議員も「利害関係者」に含めることが適切であると判断したことによるものである。

2 口頭調査

(1) 調査期間 令和3年2月15日(月)、17日(水)及び22日(月)の3日間

(2) 調査対象者 合計31名

ア 都市整備部に所属する又は所属していた管理職18名

イ 文書調査の結果を踏まえ選定した者13名

(3) 調査方法

文書調査での調査票の回答を踏まえ、回答内容の詳細及び意見等を聴取した。

3 当時の都市整備部長に調査への協力依頼

当職らは、文書調査・口頭調査を通じ、本事件の動機、背景を当時の都市整備部長本人からも聴取する必要があると判断し、令和3年2月18日、「官製談合再発防止対策に関する調査へのご協力をお願い」と題する文書を同人に対して発出したが、返答期限である同月26日を経過しても応答はなく、調査協力は得られなかった。

第4 調査結果

1 文書調査

当職らが下記第5において提示する再発防止対策に関わる主な質問(丸数字は、調査票の質問番号に符合する。)と結果は以下のとおりである。

なお、集計結果の一覧は、資料2の表のとおりである(ただし、集計結果の一覧性を確保する都合から、数値で示すことができない回答者の自由記載については、表には反映せず、以下の質問に対する結果の中で適宜引用するものとした。)

予定価格や最低制限価格を漏らすことが法令違反となることを知っていますか。また、懲戒処分の対象となることを知っていますか。

「知っている」との回答が100%であった。

事件の原因について、あなたはどのように捉えていますか。(複数回答可)

| | |
|------------------|-------|
| 1. 契約制度の問題 | 18.8% |
| 2. 職員倫理の問題 | 61.7% |
| 3. 利害関係者との関わりの問題 | 85.2% |
| 4. その他 | 15.6% |

「その他」としては、「議員と職員との力関係が大きいと思う」、「議員倫理の問題」、「議員からの圧力」、「議員からのパワーハラメント」、「円滑な事業進行に係る負担」、「業務の遅延を避けたいというプレッシャー」、「組織としての対応が出来なかったこと」等が挙げられていた。

事件全般の再発防止対策として実施すべきと考えるものを挙げてください。

「議員との関係性の明確化」、「議員の威圧的な態度の是正」、「不祥事の根絶に向けた取り組み及びコンプライアンス遵守の徹底」、「職員のモラル向上の研修の実施」、「職種の職員研修」、「研修の受講、定期的な研修の実施」、「契約関連の対応について違法性のある事象についての研修の繰り返し」、「事件の内容や経緯を把握し、これまでの対策について検証する」、「職員側、議員側双方における継続的なコンプライアンス研修」、「議員対応について統一したルールの策定」、「利害関係者との関わり方のルール化とその周知」、「具体的なマニュアルを作成し公表する」、「全庁的な職員倫理の向上」、「意識改革」、「職員倫理条例の制定」、「議員からの要望等があったときに、定期的に報告させる機関を設置し、必要に応じて公開する制度を設ける」、「不当な圧力を受けた際に組織的な対応ができる体制の構築」、「議員対応について議事録に残す」、「議員との対応記録などの公表」、「対応窓口の一本化」、「事務負担の軽減」、「職場内の情報共有を徹底する」、「電話機に録音機能、モニター機能を設ける」、「報告・相談体制の確立」、「職員が相談できる体制の構築」、「気軽に相談できる体制の構築」、「他人事としたりしないようにしないといけない」、「組織対応できるよう職員相互の協力体制をとる」、「予定価格を公表する・事前公表」、「契約制度・入札制度を見直すべき」、「予定価格や最低制限価格を主管課が知ることができない仕組み」、「制度面、倫理面など様々な角度から複合的に対策を講じていく」、「利害関係者との人間関係を含めた接し方の見直し」、「年1回でもいいので今回のことを全職員に通知すること」、「他市ではもっと対等な付き合いをしている」等が挙げられていた。

職員倫理という観点で、どのような課題があると認識していますか。

「公務員として知り得た内容について守秘義務の重要性が薄れていること」、「公務員であることの意識の欠如」、「知り得た情報の漏えいに対する重大さの認識を常に意識すること」、「職員自身の法令や規則に関する知識不足が目立つ」、「重要な行政情報に対する管理が徹底されていない」、「職員倫理に対する意識や知識があっても行動が伴わなければ意味がない」、「他人事として感じているところ」、「各職員で判断基準や受け止め方に差があり、統一的で明確なボーダーラインがないこと」、「個々人により善し悪しの判断に違いがある」、「最終的には個人の意識に頼らざるを得ないところ」、「組織風土が大切」、「議員の圧力に逆らえない風潮があること」、「倫理観を崩されない強い意志を持つことが大事なのではないか」、「年数が経過すると甘くなる」、「個人差があるので、より高いレベルで意識の向上が図れるようにすること」、「不正行為をする者は、いかなる対策を取っても不正行為をする」、「組織内での常識が本当に正しいのかをチェックできる機会があまりない」、「議会での追及をかわしたいという心理が働く」、「対議員に関しては倫理観が低い」、「研修のあり方」、「倫理を守り通そうとする職員を組織がどのように守れるか」、「初心を忘れがちになること」、「ルールの制定にあたってはSNSな

どの新しいツールへの対応も必要」、「協働という観点から市民や業者との距離が近くなっていること」等が挙げられていた。

職員倫理の向上全般に関して、どのような対策が有効であると考えますか。(複数回答可)

- | | |
|------------|-------|
| 1. 倫理規程の策定 | 40.6% |
| 2. 職員研修の拡充 | 77.3% |
| 3. その他 | 19.5% |

「その他」としては、「職員と議員の関係性に関するガイドラインの作成、手引書等の作成」、「管理職のリーダーシップの確立」、「対応窓口の一本化」、「ペナルティを設ける」、「職員同士がフォローし合う人間関係作り」、「実例研修」、「現状の研修を継続すればよい」、「汚職事件で懲戒免職された人のその後の人生についての講話」、「疑われるような行動をとらないこと」、「相談先の設置、相談機関の設置」、「一人に対応しない」、「職場以外では会わない」、「人事異動の偏りが無いよう取り組むべき」、「他自治体との情報交換」等が挙げられていた。

議員から契約に関する情報の提供等を求められたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 12.5% |
| 2. ない | 87.5% |

議員から、業者の紹介を受けたことはありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 50.0% |
| 2. ない | 47.7% |

議員と業務外での付き合いがある場合、それはどのような場所ですか。

業者と業務外での付き合いがある場合、それはどのような場所ですか。

「地元地域での懇親団体や例大祭関係団体」、「消防団・消防団のOB会」、「自治会消防団」、「ゴルフ」、「飲食」、「地元神社の祭祀関係」、「地元の氏子の活動」、「防災訓練」、「市民活動」、「地域の活動」、「地元のボランティア活動」、「PTA関係、NPO法人」等が挙げられていた。

議員と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 41.4% |
| 2. ない | 58.6% |

議員から、契約に係る情報以外で、法令に抵触すると考えられる情報の提供等を求め

られたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. 3% |
| 2. ない | 97.7% |

議員から、上記以外で、威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことがありますか。(議会での追及を強めることをほのめかす、無茶なお願いをされるなど)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 37.5% |
| 2. ない | 60.9% |

議員との関わりの中で、疑問に感じていることはありますか。

「直接職員個人の携帯電話に電話をする議員がいること」、「半ば強制的に新聞を購入させられている」、「会派の新聞購読を強制的にさせられている」、「執務時間中にも新聞の配達集金がされていること」、「議員が執務室に自由に出入りしている状況」、「資料請求への対応として、議員個人に渡すべきか議会事務局を通すべきか」、「職員を都合の良い便利屋と思われているように感じる」、「議員の要望は断ってはいけないという雰囲気がある」、「市民に頼まれたと言って非常識なお願いをしてくる」、「議員の支援者の要望を直接管理職に対して連絡してくること」、「特定の事業者や個人の話聞いてくれと頼まれること」、「地元の団体や支援者の要望の押し付け」、「市内業者優先の発注を求められること」、「電話一本で要望の話をしてきて、なんでも簡単にすぐに対応することが当たり前と考えている点」、「議員によっては高圧的な態度で対応してくる人がいる」、「対応しないと攻撃的になる人がいる」、「対等の立場でないこと」、「議員がチームを組んでいる野球の試合への参加を求められること」、「会派・議員との懇親会」、「議員側の意識と職員側の意識の差」等が挙げられていた(会派関係の新聞の契約・購読に疑問を感じている者は極めて多数であった。)

業者から契約に係る情報の提供等を求められたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 14.1% |
| 2. ない | 85.9% |

業者と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 25.8% |
| 2. ない | 74.2% |

業者から、契約に係る情報以外で、法令に抵触すると考えられる情報の提供等を求められたことがありますか。

「ない」との回答が100%であった。

業者から、上記以外で、威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 4.7% |
| 2. ない | 93.0% |

利害関係者（議員・業者）との関わり方の見直し全般に関して、どのような対策が必要であると考えますか。（複数回答可）

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 記録公開制度の導入 | 39.8% |
| 2. 内部統制（通報）制度の拡充 | 56.3% |
| 3. 定期的な人事異動の実施 | 46.9% |
| 4. その他 | 18.0% |

「その他」としては、「部局間での人事異動の徹底」、「職員ハンドブックの作成」、「同様の事件が起きた自治体の有効手段の検討」、「定期的な研修の実施」、「対応窓口の一本化」、「電話機に録音機能を」、「複数で対応できないときの記録」、「連絡通信手段の制限」、「市としてのルールを定め、対応マニュアルを作成し公表し、利害関係者への周知徹底」、「組織対応のルール化」、「打合せ等は複数で行うなどのルールの徹底」、「利害関係者と関わる専用スペースの設置」、「自己研鑽」、「職員間の人間関係の構築」、「各対策を総合的に進めるべき」、「他市を参考にする」等が挙げられていた。

2 口頭調査

概ね、文書調査で記載された内容に沿った回答で、その内容に関する詳細な説明があった。

そして、詳細な説明を受けて、以下の内容が追加して確認できた。

（1）事件全般について

市長や副市長に相談できなかったことに問題の所在があると捉え、管理職の相談体制の確立を再発防止策として提言する者が多くいた。同期で同じ部長職の職員からは、なぜ相談をしてくれなかったのかと悔やまれる発言が多くみられた。

また、本事件の動機、背景について、「入札が不調になった場合の部下職員等の業務負担の増加を避けるため」だけでなく、議員からの威圧的な要求に応じざるを得なかったのではないかと推測する者も少なからずいた。

（2）コンプライアンス研修等の職員倫理に関する研修等について

ア 事前に事務局に確認をしていた府中市のコンプライアンス研修は、次のとおりであった。

（ア）平成28年度まで

未受講者を中心に各課1人以上を対象に毎年度実施

（イ）平成29年度から

管理職（課で1名）を対象に毎年度実施
一般職員（課で1名以上）を対象に隔年で実施
ただし、今年度は、本事件を受けて、
コンプライアンス研修（全管理職）
官製談合再発防止研修（各課の管理職1名以上）
を追加で実施し、受講した管理職が講師となって職場内で研修を実施

イ しかしながら、コンプライアンス研修等の職員倫理に関する研修等に関する回答は、調査対象者によって認識の齟齬があり、上記の研修体制のとおり回答できた者はいなかった。

（3）職員倫理の課題認識について

技術職の人事異動の範囲が限られていることが問題点として指摘された。

（4）個人所有の携帯電話について

議員・業者と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがあると回答した者について、その理由は、外出先での連絡の必要が生じ、やむを得ず利害関係者に自らの携帯電話番号を伝えた結果、その後、緊急時以外でも利害関係者から携帯電話に連絡があるようになったということであった。

（5）会派関係の新聞の購読について

慣例により又は先輩管理職に倣って購読している者がほとんど全てであり、自ら望んで積極的に購読している者はほとんどいなかった。

第5 調査結果を踏まえた再発防止対策の提示

調査票の質問番号 本事件の原因をどのように捉えているかの回答で、利害関係者との関わりの問題と捉えている回答が85.2%あり、職員倫理の問題と捉えている回答が61.7%あった。この回答結果からすれば、検討委員会が抽出した官製談合再発防止対策に係る行政課題である「職員倫理の向上と利害関係者との関わり方の見直し」については、速やかに取り組み、再発防止対策を立てる必要性があることは明らかである。

また、議員から契約に関する情報の提供等を求められたことが「ある」との回答が12.5%、議員から業者の紹介を受けたことが「ある」との回答が50.0%、議員から契約に係る情報以外で法令に抵触すると考えられる情報の提供等を求められたことが「ある」との回答が2.3%、議員から威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことが「ある」との回答が37.5%、業者から契約に係る情報の提供等を求められたことが「ある」との回答が14.1%、業者から威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことが「ある」との回答が4.7%、それぞれあったことから同様のことが言えるものである。

もっとも、調査票における質問に対する回答については、利害関係者側に対する調査

は行っていないことから、事実認定としては不十分なところがあることは否めない。

しかしながら、職員側が感じた、感じているという意味においては事実であることに間違いはなく、今回、利害関係者との関わりについて広く捉えた上での本事件の再発防止対策を検討していくにあたっては、職員の回答を事実として捉えた上で再発防止対策を立てるべきである。

以下、検討委員会によって示された取組方針に沿って再発防止対策を提示する。

1 職員倫理の向上

調査票の質問番号 職員倫理の向上全般に関してどのような対策が有効であるかという質問に対して、「職員研修の拡充」との回答が77.3%あったことからとも言えることであるが、次の(1)～(3)の取組においては、いずれにおいても研修の実施は必要不可欠な対策である。

具体的には、職員倫理や情報管理等に関する研修を定期的かつ職層に応じて体系的に実施していく必要がある。役職が違えば、倫理、情報管理等が問題となる場面が異なることもあるであろうから、その点を考慮した実践的な研修を実施していくべきである。内容に関しても工夫が必要であり、全国各地で官製談合防止法違反事件が発生していることでもあるので、それらを題材に繰り返し研修を実施することも一つである。

また、職員倫理に関する研修が修了した際には、研修を受講した職員には修了証を交付するなどして、職員倫理に関する研修に対する意識づけを高めていくことも考えられる。

(1) 個人・組織それぞれにおける全庁的な職員倫理の向上及び法令遵守の徹底

この取組においては、職員倫理条例(規程)の制定が検討されるべきである。

国家公務員倫理法(平成11年法律129号)は、国家公務員を対象にして職員倫理の原則、国家公務員倫理規程の策定、贈与等の報告等を定めているが、地方公共団体については「この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」(43条)としている。同法制定以降、職員倫理の原則、職員倫理規則の制定、贈与等の報告等を規定した職員倫理条例(規程)を制定する地方公共団体が増加している状況でもあるので、その制定に向けた検討がなされるべきである。

ただし、職員倫理条例(規程)を制定するだけでなく、その目的が職員に普遍的かつ継続的に浸透されることが重要であることは言うまでもない。大事なことは、職員一人一人が入庁時の気持ちを忘れず、府中市職員としての誇りを持ち続けることである。

(2) 事件の風化を防ぐための継続した取組の実施

この取組においては、本事件及び平成8年の事件(府中市職員の受託収賄事件)の記憶が常に喚起されるよう、例えば、市長から職員に対して定期的にメッセージを発

するとか、毎年一定の時期に事件を二度と起こさないための標語を募集し発表すること等が考えられる。

また、昇進試験において、その試験問題の一つに本事件に関する認識を問う内容を加えるということも考えられる。各部にコンプライアンス担当の役職を設け、その担当者による会議を定期的開催し、会議の結果を全庁的に周知すること等も考えられるので、それらを検討されたい。

(3) 情報漏洩を防ぐための情報管理の徹底

この取組においては、「庁内管理規則」に基づく規制を徹底して職員の執務スペースに利害関係者が許可なく立ち入ることの禁止や、「府中市情報セキュリティ会議規程」を活用するなどして情報セキュリティ対策の徹底が図られる必要がある。これは、個人情報保護の観点からも非常に重要である。

口頭調査においては、業者に執務スペースに立ち入らせるようなことはしてないとのことであったが、議員が執務スペースに自由に出入りしている状況はあるとのことであった。しかし、情報管理を徹底する上で、議員を立入り規制の対象外とする理由はなく、議員についても立入り規制の対象に含めるべきである。

2 利害関係者（議員・業者）との関わり方の見直し

本事件において職員に対する働きかけを直接行った当事者が議員であり、前述のとおり、速やかに再発防止対策を策定し取り組む必要があることから、まずは議員との関わり方に関する再発防止対策を検討し、その上で、当該対策を準用しながら業者との関わり方について検討することが考えられる。

また、業者との関わり方については、平成8年の府中市職員の受託収賄事件における働きかけの当事者が業者であることから、当該事件を受け、当時にとりまとめた対応策を踏まえた検討が必要である。

調査票の質問番号 利害関係者（議員・業者）との関わり方の見直し全般に関してどのような対策が必要かという質問に対しては、「記録公開制度の導入」との回答が39.8%、「内部統制（通報）制度の拡充」との回答が56.3%、「定期的な人事異動の実施」との回答が46.9%であり、この回答の割合からすれば、いずれか一つが特に重要というより、いずれの対策も実施を検討すべきものと言えるものである。

「記録公開制度の導入」は、利害関係者との関わりにおける透明性の確保に有用であり、「内部統制（通報）制度の拡充」は、職員の相談体制の構築につながるものであり、「定期的な人事異動」は利害関係者との関わり方を定める全庁的なルールの一項目として徹底すべきものである。

特に、技術職については人事異動の範囲が限られているという現状がある中で、「定期的な人事異動」を徹底する上で、現在の都市整備部を二つに分ける等の方策が考えられる。口頭調査においては、人事異動を通じ、部が違えば業務の進め方に関する考えに

も違いがあること分かり、新鮮であったとの意見もあった。

(1) 利害関係者との関わり方の全庁的なルール化

この取組においては、まず何よりも、組織で仕事をしていることの意識を醸成し、それを徹底する内容のルールを制定すべきである（全ての業務が最終的には決裁権者により判断されるものであるにしても、その過程においては一人で判断するのではなく必ず複数で協議して判断するものであること等のルールの制定。）

そのために、利害関係者への複数対応を徹底すると共に、仮に一人で対応せざるを得なかった場合でも、所属部署内での報告・連絡・相談により情報を共有することを徹底する仕組みを内容とすべきである。

また、利害関係者への対応については、例えば、利害関係者からの要望等は全て、その内容がどのようなものであっても、毎月必ず市長まで報告させるという仕組みを盛り込むことも考えられる。

そして、ルール化する場合には、職員と利害関係者との関係性に関するガイドライン、マニュアルを作成・公表することにより、職員及び利害関係者の双方が認識していることが、ルールの徹底のために重要であり、そのルールの徹底という意味では、懲戒処分の量定基準に、ルール違反があった場合の処分内容についても明確に記載しておくことも考えられる。

なお、ルール化にあたり、文書調査・口頭調査を通じて浮かび上がった問題点である利害関係者との携帯電話での連絡や会派関係の新聞購読について、以下の点を検討されたい。

ア 共用の携帯電話の使用

調査票の質問番号 利害関係者と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがあるかとの質問で、議員との間で「ある」との回答が41.4%、業者との間で「ある」との回答が25.8%であった。そして、緊急対応のために必要であった等の理由が述べられていた。

しかしながら、個人所有の携帯電話は、場所を問わず連絡ができ、職員に不正の機会を与えかねないことから、個人の携帯電話番号は、利害関係者に開示することは適切とは言えない。緊急時対応等、職務上どうしても必要になるのであれば、当該職場に共有の携帯電話を用意して備え付け、都度、それを職員に所持させ使用させるべきである。

イ 会派関係の新聞購読契約の見直し

新聞の購読契約については、各人の自由な意思に委ねられるべきことは当然である。

しかしながら、多くの管理職職員が、議員との関係を円滑にさせるためか、決して積極的に購読の意思があるわけではないにもかかわらず、断り切れずに会派関係の新聞購読を継続しているということが実態であった。 議員との関わりの中

で疑問に感じていることはあるかとの質問に対しては、会派関係の新聞の契約・購読に疑問を感じている者が極めて多数であったことは前述のとおりである。

したがって、府中市としては、会派関係の新聞購読契約について、職員と議員との関係性をゆがめることにもつながりかねない問題であると捉えるべきである。そして、新聞の購読契約は基本的には個人の問題であるから、まずは、各職員において、会派関係の新聞の購読の要否を改めて検討、判断をし、購読の意思がない者は、契約の解除を当該会派に対して申し出るべきであるが、それが難しく、個人の判断に委ねていては解決できないということであれば、ルール化に踏み込むべきである。

(2) 利害関係者との関わりにおける透明性の確保

この取組においては、利害関係者からの要望等及びそれへの対応を全て記録すること、利害関係者との個別のやり取りについては、原則として文書でやり取りすること、庁内の電話でやり取りをする場合には録音をすること等が考えられる。これらはいずれも後日の検証が可能となるものであり、職員・利害関係者双方にとって、誤解が生ぜず、メリットがある仕組みと言える。

また、記録等したものは原則公開とすることも併せて検討すべきである。

(3) 職員の相談体制の構築

口頭調査では、本事件は、市長や副市長に相談できなかったことに問題の所在があると捉え、管理職の相談体制の確立を再発防止策として提言する者や、同期で同じ部長職の職員からは、なぜ相談をしてくれなかったのかと悔やまれる発言が多くみられたことは、前述のとおりである。

この点、「府中市職員等の公益通報に関する規程」があるが、同規程は公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定に基づき定められたもので、通報対象事実及び通報先が限定されているので、本事件の再発防止の観点からは十分であるとは言えない。

そこで、この取組においては、相談窓口体制を見直すとともに、職員、特に管理職が安心して相談できるよう、外部にも相談窓口を設けることを検討すべきである。また、相談体制として、弁護士を任期付職員として採用し、常置することも選択肢の一つである。

3 その他(付言)

平成29年の地方自治法(昭和22年法律第67号)改正により、地方公共団体にも内部統制制度が導入された。地方公共団体における内部統制とは、「首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み」(総務省資料)である。

本事件の発生により、府中市は、内部統制の目的の一つである「法令等の遵守」が達

成されないリスクを現実に認識することになった。

そこで、地方自治法上、内部統制制度の導入は府中市にとって努力義務に止まるものではあるが、今後策定される再発防止対策(リスク・コントロール)を足掛かりにして、将来的な内部統制体制の構築にもつなげていくべきである。

第6 終わりに

以上、当職らが検討した再発防止対策を提示したが、今後対策を立てるにあたっては、次のことについて留意していただきたい。

1 他人事とせず全庁的に重く受け止めること

調査票の質問番号 においては、全ての者が、予定価格や最低制限価格を漏らすことが法令違反となることを「知っている」と回答し、懲戒処分の対象となることも「知っている」と回答していることからすれば、同様に、当時の都市整備部長本人も、法令違反となることも懲戒処分の対象となることも当然に認識していたと考えられる。

一方、口頭調査においては、当該都市整備部長について、本人をよく知る者からは、「責任感が強い」、「優しい」、「面倒見の良い」、「周りから信頼されていた」等と評されていた。

すなわち、本事件は、そのように周囲から高く評価され信頼されていた職員が、予定価格や最低制限価格を漏らすことが法令違反等となることを知っていたにもかかわらず起こしてしまった事件であると言える。当該職員には、情報を提供したことによる報酬などは支払われておらず、利欲的動機が全くなかった。それでも、本事件は起きてしまったのである。

これらのことからすれば、本事件と同様な事件は、どの職員においても、何らかの状況、事情等があれば、もしかしたら起きてしまう事件であるという認識を持つべきである。

したがって、府中市としては、本事件を全職員が重く受け止めた上で、今後の対策を立案していかなければならない。

2 公私を明確に区分した上での対策とすること

基礎自治体においては、職員も利害関係者も共に地元の間人であることが多く、一概に割り切れないところもある点が、利害関係者との関係性、関わり方を難しくしていると考えられる。調査票の質問番号 の利害関係者との業務外の付き合いについて様々な場面が挙げられており、職員と利害関係者との付き合いは職務上のことだけに止まらない。

したがって、業務上の関係性は厳格に見直すにしても、それが行き過ぎて、地元における私的な関係の部分にまで過剰な影響を与えないよう注意する必要がある。公私を

明確に区分した上での、職員と利害関係者との関係性に関するガイドライン、マニュアルを作成すべきである。

3 議員との関係性に関する認識を正しく持つこと

議員は住民の代表であるから、議員の意見を尊重して対応すべきことは言うまでもないことである。しかし、尊重するということは、従わなければならないこと、受け入れなければならないことを意味するものではない。議員が上で、職員が下という関係性ではない。市長も住民の代表であり、職員はその市長の補助機関として業務を遂行しているのであるから、それは当然のことである。

したがって、職員は、議員との関係性を正しく認識した上で議員と接していくべきであり、今後再発防止対策を立案するにあたって、その認識を忘れてはならない。

以上

調 査 票

1 回答者属性

| | |
|------|--|
| 部 名 | |
| 課 名 | |
| 役 職 | |
| 氏 名 | |
| 入庁年度 | |

2 事件全般について（総論）

実態把握

予定価格や最低制限価格を漏らすことが法令違反となることを知っていますか。

また、懲戒処分の対象となることを知っていますか。

1. 知っている / 2. 知らない（知らなかった）

予定価格が漏れていると感じた（又は噂等で聞いた）ことはありますか。

1. ある / 2. ない

（あるの場合）それはどのような事案でどのように対応しましたか。

| |
|--|
| |
|--|

最低制限価格が漏れていると感じた（又は噂等で聞いた）ことはありますか。

1. ある / 2. ない

（あるの場合）それはどのような事案でどのように対応しましたか。

| |
|--|
| |
|--|

課題認識

事件の原因について、あなたはどのように捉えていますか。（複数回答可）

1. 契約制度の問題 / 2. 職員倫理の問題 / 3. 利害関係者との関わりの問題

4. その他（具体的な内容）

事件を受けて、あなたの業務に置き換えた場合、どのような課題があると認識していますか。

| |
|--|
| |
|--|

官製談合再発防止対策に関する調査

再発防止

事件全般の再発防止対策として実施すべきと考えるものを挙げてください。

3 職員倫理について（各論）

実態把握

コンプライアンス研修等の職員倫理に関する研修等の受講頻度はどれくらいですか。

1. 年に3～4回程度 / 2. 年に1～2回程度 / 3. 数年に1回程度
4. その他 (具体的な内容)

職場において、職員倫理の向上に向けた取組を行っていますか。

(例：独自研修・研修内容のフィードバック)

1. 行っている / 2. 行っていない

(行っている場合) どのような取組を行っていますか。

平成8年に発生した本市の汚職事件を知っていますか。

1. 知っている / 2. 知らない

(知っている場合) 当該汚職事件を受けた再発防止に関する取組を知っていますか。

1. 知っている / 2. 知らない

課題認識

職員倫理という観点で、どのような課題があると認識していますか。

再発防止

職員倫理の向上全般に関して、どのような対策が有効であると考えますか。(複数可)

1. 倫理規程の策定 / 2. 職員研修の拡充
3. その他 (具体的な内容)

【以下、取組方針（その２）の留意すべき視点より】（別紙参照）

「個人・組織それぞれにおける全庁的な職員倫理の向上及び法令遵守の徹底」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

「事件の風化を防ぐための継続した取組の実施」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

「情報漏洩を防ぐための情報管理の徹底」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

4 利害関係者（議員・業者）との関わり方について（各論）

実態把握

議員について

議員から契約に関する情報の提供等を求められたことがありますか。

1. ある / 2. ない

（あるの場合）それはどのような事案でどのように対応しましたか。

議員から、私的な会食等の誘いを受けたことがありますか。または、議員と私的な会食等を共にすることはありますか。

1. ある / 2. ない

議員から、贈答品などを受け取ったことはありますか。（例：お歳暮、年賀状等）

1. ある（具体的な内容）

2. ない

官製談合再発防止対策に関する調査

議員から、業者の紹介を受けたことはありますか。

1. ある / 2. ない

議員と業務外での付き合いがある場合、それはどのような場所ですか。

(例：自治会、消防団など)

1. ある (具体的な内容)

2. ない

議員との打ち合わせは主に何人で対応していますか。

1. 1人 / 2. 2人 / 3. その他 (具体的な内容)

議員と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがありますか。

1. ある / 2. ない

議員から、契約に係る情報以外で、法令に抵触すると考えられる情報の提供等を求められたことがありますか。

1. ある / 2. ない

(あるの場合) それはどのような事案でどのように対応しましたか。

議員から、上記以外で、威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことがありますか。

(議会での追及を強めることをほのめかす、無茶なお願いをされるなど)

1. ある / 2. ない

(あるの場合) それはどのような事案でどのように対応しましたか。

議員との関わりの中で、疑問に感じていることはありますか。

官製談合再発防止対策に関する調査

業者について

業者から契約に係る情報の提供等を求められたことがありますか。

1. ある / 2. ない

(あるの場合) それはどのような事案でどのように対応しましたか。

業者から、私的な会食等の誘いを受けたことがありますか。または、業者と私的な会食等を共にすることはありますか。

1. ある / 2. ない

業者から、贈答品などを受け取ったことがありますか。(例: お歳暮、カレンダー等)

1. ある (具体的な内容)

2. ない

業者と業務外での付き合いがある場合、それはどのような場所ですか。

(例: 自治会、消防団など)

1. ある (具体的な内容)

2. ない

業者との打ち合わせは主に何人で対応していますか。

1. 1人 / 2. 2人 / 3. その他 (具体的な内容)

業者と個人所有の携帯電話で連絡をとったことがありますか。

1. ある / 2. ない

業者から、契約に係る情報以外で、法令に抵触すると考えられる情報の提供等を求められたことがありますか。

1. ある / 2. ない

(あるの場合) それはどのような事案でどのように対応しましたか。

官製談合再発防止対策に関する調査

業者から、上記以外で、威圧的な働きかけや不当な要請などを受けたことがありますか。

1. ある / 2. ない

(あるの場合)それはどのような事案でどのように対応しましたか。

業者との関わりの中で、疑問に感じていることはありますか。

課題認識

議員との関わり方という観点で、どのような課題があると認識していますか。

業者との関わり方という観点で、どのような課題があると認識していますか。

再発防止

利害関係者(議員・業者)との関わり方の見直し全般に関して、どのような対策が必要であると考えますか。(複数回答可)

- 1. 記録公開制度の導入 / 2. 内部統制(通報)制度の拡充
- 3. 定期的な人事異動の実施
- 4. その他 (具体的な内容)

【以下、取組方針(その2)の留意すべき視点より】(別紙参照) 利害関係者 = 議員・業者
「利害関係者との関わり方の全庁的なルール化」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

官製談合再発防止対策に関する調査

「利害関係者との関わりにおける透明性の確保」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

「職員の相談体制の構築」という観点で、どのような対策及び留意点が必要であると考えますか。

5 その他

その他ご意見などがありましたらお書きください。

アンケート調査集計結果

| | |
|-----|------|
| 対象者 | 128 |
| 提出数 | 128 |
| 回収率 | 100% |

選択肢の複数選択や無回答により、必ずしも合計値と一致しない。
自由記載は反映していない。

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----|------|------|----|-----|------|----|------|------|------|------|------|--|
| 選択肢番号 | 1 | 2 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4-具体 | |
| 回答数 | 128 | 0 | 14 | 114 | / | 11 | 117 | / | 24 | 79 | 109 | 20 | / | |
| % | 100.0 | 0.0 | 10.9 | 89.1 | / | 8.6 | 91.4 | / | 18.8 | 61.7 | 85.2 | 15.6 | / | |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|-----|------|------|-----|------|------|------|----|------|------|------|------|
| 選択肢番号 | 自由 | 自由 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4-具体 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 回答数 | / | / | 1 | 53 | 72 | 2 | / | 80 | 48 | / | 115 | 13 | 88 | 30 |
| % | / | / | 0.8 | 41.4 | 56.3 | 1.6 | / | 62.5 | 37.5 | / | 89.8 | 10.2 | 68.8 | 23.4 |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|------|------|------|------|----|----|----|------|------|----|------|------|--|
| 選択肢番号 | 自由 | 1 | 2 | 3 | 3-具体 | 自由 | 自由 | 自由 | | | 自由 | 1 | 2 | |
| 回答数 | / | 52 | 99 | 25 | / | / | / | / | 16 | 112 | / | 29 | 99 | |
| % | / | 40.6 | 77.3 | 19.5 | / | / | / | / | 12.5 | 87.5 | / | 22.7 | 77.3 | |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 選択肢番号 | 1 | 2 | 1-具体 | | | 1 | 2 | 1-具体 | 1 | 2 | 3 | 3-具体 | 1 | 2 |
| 回答数 | 21 | 105 | / | 64 | 61 | 23 | 101 | / | 9 | 105 | 17 | / | 53 | 75 |
| % | 16.4 | 82.0 | / | 50.0 | 47.7 | 18.0 | 78.9 | / | 7.0 | 82.0 | 13.3 | / | 41.4 | 58.6 |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|----|------|------|----|----|------|------|----|-----|------|------|------|------|--|
| 選択肢番号 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 | 自由 | 自由 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1-具体 | |
| 回答数 | 3 | 125 | / | 48 | 78 | / | / | 18 | 110 | / | 7 | 121 | 19 | 105 | / | |
| % | 2.3 | 97.7 | / | 37.5 | 60.9 | / | / | 14.1 | 85.9 | / | 5.5 | 94.5 | 14.8 | 82.0 | / | |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|------|-----|------|------|------|------|------|-----|-------|----|-----|------|
| 選択肢番号 | 1 | 2 | 1-具体 | 1 | 2 | 3 | 3-具体 | 1 | 2 | 1 | 2 | 自由 | 1 | 2 |
| 回答数 | 12 | 114 | / | 9 | 90 | 34 | / | 33 | 95 | 0 | 128 | / | 6 | 119 |
| % | 9.4 | 89.1 | / | 7.0 | 70.3 | 26.6 | / | 25.8 | 74.2 | 0.0 | 100.0 | / | 4.7 | 93.0 |

| 設問番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|------|------|------|------|------|----|----|----|----|--|
| 選択肢番号 | 自由 | 自由 | 自由 | 自由 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4-具体 | 自由 | 自由 | 自由 | 自由 | |
| 回答数 | / | / | / | / | 51 | 72 | 60 | 23 | / | / | / | / | / | |
| % | / | / | / | / | 39.8 | 56.3 | 46.9 | 18.0 | / | / | / | / | / | |